## **NO355**

# インフォメーション

平成 21 年 12 月 1 日 **税理士松丸会計事務所** 

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

### 住宅取得資金贈与の500万円非課税制度の創設!21年22年の限定特例

相続税対策の最も効果的な方法である「生前贈与」を検討してはいかがでしょうか。

## 【通常の贈与税の計算】

1月から12月までの1年間に、個人からもらった財産の合計から 110 万円 (基礎控除額) を控除した残額に贈与税の税率  $(10\%\sim50\%)$  をかけて計算します。

#### 贈与税額=(贈与財産合計-110万円)× 税率-控除額

#### 【実行例】

- ① 111万円を贈与の場合
- ② 120万円を贈与した場合

 $(120 万円 - 110 万円) \times 10\% = 10,000 円$ 

- ③ 200 万円贈与税
- 90,000 円
- ④ 300万円の贈与税 190,000円

注意点・・単なる預金名義の変更は「名義預金」とみなされ、相続財産にとりこまれる可能性がありますので、あえて贈与税を納付して「贈与」の証拠を残しましょう。

#### 【住宅取得資金の贈与税の非課税】・・H21年・22年の特例

直系尊属(父母・祖父母)からの贈与により居住用家屋の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たすときは500万円まで贈与税が非課税となる特例が創設されました。

- ① 受贈者の要件・・・贈与者の直系卑属(子・孫)である 20歳以上の国内居住者
- ② 贈与者の要件・・・受贈者の<mark>直系尊属</mark>(父母・祖父母) 妻の父母⇒対象外
- ③ 贈与財産・・・・居住用家屋の取得資金・増改築資金(現金・預貯金)
- 4 非課税限度額・・・500万円
- ⑤ 贈与された年の翌年3月15日までに、50 ㎡以上の住宅を取得・新築・増改築 の工事費用は100万円以上) し、居住すること
- ⑥ 贈与税の申告手続きをする
- ⑦ 暦年贈与の場合の基礎控除(110万円)との併用適用が認められますので。610万円までが非課税となります。
- ⑧ 父と母の二人からそれぞれ 500 万円の贈与を受けた場合でも非課税限度額は受増者一人について 500 万円が限度となりますのでご注意ください。
- ※「相続時精算課税贈与の特例制度」の場合には、2500万円(住宅の場合 1000万円加算) の非課税限度額が設けられています。